

○登記所には登記簿（登記記録）のほかどのような帳簿や図面が備え付けられているのですか？

（情報番号 1301 全2頁）

登記所には、土地及び建物の登記簿（登記記録）を始めとして、登記に関する多くの帳簿や図面が備え付けられています。

ここでは、登記所に備え付けられている主な帳簿及び図面を御紹介します。

1 登記簿（登記記録）

「不動産登記法」によって、登記所に備え付けられている帳簿で、

①不動産の現況（宅地、田などの地目、土地の面積、建物の床面積など）

②不動産に関する権利関係（誰が所有権者か、抵当権の有無など）

を公示しています。

登記簿は、磁気ディスクに記録されて保存されています。

2 立^{りゅうぼく}木登記簿

「立木に関する法律」によって、登記所に備え付けられている帳簿です。樹木の集団は、所有権の保存の登記をすると、立木として1個の不動産とみなされ、土地と分離して譲渡したり、抵当権の目的としたりすることができます。

3 工場財団登記簿

「工場抵当法」によって、登記所に備え付けられている帳簿です。工場に属する土地、建物、機械、器具及び工業所有権などを1個の財団としてとらえ、これを抵当権の目的とすることができます。

4 船舶登記簿

「船舶登記令」によって、登記所に備え付けられている帳簿です。一定規模以上の日本の船舶を登記することができます。

5 建設機械登記簿

「建設機械抵当法」によって、登記所に備え付けられている帳簿です。トラクターや起重機などの建設機械を目的とした抵当権を設定することができます。

6 信託目録

信託の登記の登記事項を明らかにするため、登記官が作成する目録です。

7 共同担保目録

2個以上の不動産に対して共同で1つの担保権が設定されている場合に、個々の不動産の登記記録に記録することに代えて、この目録に記録することにより、分かりやすくするという機能を持ったものです。

8 登記所備付地図

不動産登記法第14条第1項の規定によって登記所に備え付けることとされている地図で、精度の高い調査・結果に基づいて作成されたものです。

精度が高い地図ですが、備付けが完了していない地域もあります。

9 地図に準ずる図面

精度の高い登記所備付地図（法第14条第1項）が備え付けられるまでの間、これに代わって登記所に備え付けることとされている図面で、土地の位置、形状及び地番を表示しているものです。

これらの図面の大部分は、明治時代に作成された旧土地台帳附属図面（いわゆる公図）で、昭和25年以降に税務署から登記所に移管されたものです。

10 地積測量図

土地の分筆の登記などの際に提出される図面で、各筆の土地の所在、地番、方位、形状、隣地の地番、地積の求積方法、境界標などを表示しています。

11 地役権図面

承役地の一部に地役権が設定された場合などに、地役権が承役地のどの範囲に及ぶかを表している図面です。

12 建物図面、各階平面図

建物図面は、どの土地の、どの場所に、どのような形の建物があるかを表示している図面です。各階平面図は、建物の各階の形状と床面積を表示している図面です。